

福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会 設置要綱

(設置)

第1条 福岡県環境審議会運営規程第6条第1項に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）の改定に関する調査検討を行うため、「福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討を行うものとする。

- (1) 実行計画の改定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行計画の改定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、福岡県環境審議会運営規程第6条第2項及び第3項に基づき、福岡県環境審議会長の指名により、別表に掲げる者で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会には、福岡県環境審議会運営規程第6条第4項及び第5項に基づき、福岡県環境審議会長が指名する委員長を置き、委員長は委員会を招集し会議を掌理する。

(会議の公開)

第6条 会議及びその議事要旨は、公開を原則とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部 脱炭素社会推進課 において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和8年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年5月13日から施行する。

福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	委員名	所属
委員長	あさの なおひと 浅野 直人	福岡大学 名誉教授
委員	さかい みわこ 酒井 美和子	小郡市三井郡教育研究所 事務局長
	はやし まみ 林 真実	消費生活アドバイザー・環境カウンセラー
	ほんだ くにあき 本田 國昭	九州大学 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 招聘教授
	まつもと こ 松本 すが子	J A福岡県女性協議会 副会長
	わたなべ りょういち 渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授